

## 本庁舎等の規模について

### 1. 基本的考え方

世田谷区は、福祉やまちづくりなど、他都市に先駆けて様々な先進的な取り組みを進めてきた。特に、大都市でありながら、地域内分権を推し進めている世田谷区独自の地域行政制度は、区民に身近な地区・地域において、区民主体のまちづくりを展開しており、今後とも、なお一層、事務事業については、地区・地域が担うことを基本に、地域行政の理念の実現を目指していく。

一方で、世田谷区は、区民福祉の一層の向上を目指し、児童相談所の移管をはじめとして、区の自治権の拡充に取り組んでいく。さらに、前例のない高齢者の増加に伴う地域生活支援、認知症対策、切れ目のない子育て支援を進める等、新たな政策課題に積極的に取り組んでいかなければならない。このためには、これまでの行政手法をこえ、区民との多様な協働の仕組みを導入していくことが求められている。

また、阪神淡路大震災、東日本大震災、さらに、今般の熊本地震を経験した今、区民生活に責任を持つ地方政府として、災害時に揺るぎのない拠点としての庁舎のあり方についても万全の配慮が必要である。

こうしたことから、世田谷区は、引き続き、地区・地域の機能を充実させるとともに、本庁機能についても、災害時対応を含め、将来に向け様々な責務に確実に対応できる体制を確保していかなければならない。

これらのことを基本に、本庁舎の規模を想定する。

### 2. 基本条件

- (1) 新庁舎へ集約する本庁舎関連施設について、別紙1のとおり想定する。
- (2) 本庁舎の規模を考える上で、ひとつの基準となる職員数については、1. 基本的考え方で述べたとおり、地域行政を一層展開する観点（減要素）と、新たな政策展開、自治権拡充の観点（増要素）を総合的に考慮し、平成28年度当初の本庁舎及び関連施設に配置されている職員数を基本とする。
- (3) 職員数には、本庁舎及び関連施設に配置されている常勤職員に加え、本庁舎及び関連施設内に執務スペースを必要とする非常勤職員（産休や育休対応の非常勤職員を除く）を含めることとする。
- (4) 議員数については、区条例により規定している定数50名を基本とする。

### 3. 本庁舎等の規模（建物の延床面積）

本庁舎等の機能について、行政機能、議会機能、区民機能の3つに分類し、それぞれの機能について、以下のとおり施設規模を想定することとする。

行政機能 約48,250㎡	行政機能	約47,300㎡	<本庁舎規模> 約53,000㎡
	災害対策機能（専用で想定している部分のみ）	約950㎡	
議会機能 約3,400㎡	議会機能	約3,400㎡	
区民機能 約4,450㎡	区民交流機能（専用で想定している部分のみ）	約1,350㎡	
	区民会館（ホール）機能	約3,100㎡	
小計		約56,100㎡	
駐車場・駐輪場等（地下部分のみ）		約12,500㎡	
合計		約68,600㎡	

屋外の駐輪場や広場については含んでいない。

あくまで全体規模を算定したものであり、実際の床面積が、この表に記載されているとおりの面積となるわけではない。また、ホールなどの天井高の高くなるものについては、配慮が必要である。詳細な内訳については、設計の段階で精査していく。

#### （1）行政機能について

##### 行政機能

2. 基本条件（3）の職員数をもとに、地方債基準を参考に世田谷区の実態を踏まえて本庁舎の行政機能の規模を算定すると、約47,300㎡となる。（地方債基準どおりの場合約58,400㎡）。詳細は別紙2のとおり。

なお、この面積の中には、災害時に災害対策機能に転用できる会議室や、区民との協働のための会議室や打合せスペース、展示スペースなどとして活用可能なロビー・エントランスなどを含むものとする。

災害対策機能（専用で想定している部分のみ）<約950㎡>

災害時に揺るぎのない司令塔とするべく、の行政機能に含まれていない面積として、以下の災害対策機能について、個別に算定する。なお、災害対策本部室や作業室、その他諸室などについては、平時は会議室などとして活用することを前提とするため、の行政機能に含まれているものとし、個別に算定はしない。

- ・バックアップシステムサーバー室：200㎡
- ・無線室：70㎡
- ・警戒待機室：20㎡

- ・FM スタジオ：20 m<sup>2</sup>
  - ・防災備蓄倉庫：300 m<sup>2</sup>
  - ・非常用電源、給排水設備等：100 m<sup>2</sup>
- 計 700 m<sup>2</sup>に共用部 35%を加え、約 950 m<sup>2</sup>を想定する。

( 2 ) 議会機能について

地方債基準を参考に、政令市規模の基準により議会機能の規模を算定すると約 3,400 m<sup>2</sup>となる(共用部含む)。

( 3 ) 区民機能について

区民交流機能(専用で想定している部分のみ) <約 1,350 m<sup>2</sup>>

( 1 ) の行政機能に含まれていない面積として、区民や行政による講演会や講座、シンポジウムなどが開催できるスペースや区民が容易に区政に関する情報が得られる場について、個別に算定する。なお、協働のためのワークスペース、展示スペースなどは、会議室や共用部分の活用を想定し、( 1 ) の行政機能に含まれているものとし、個別に算定はしない。

- ・多目的室(集会室): 300 m<sup>2</sup>
- ・情報コーナー: 200 m<sup>2</sup>
- ・レストラン、カフェ: 400 m<sup>2</sup>
- ・金融機関ATM, 売店: 100 m<sup>2</sup>

計 1,000 m<sup>2</sup>に共用部 35%を加え、1,350 m<sup>2</sup>を想定する。

区民会館(ホール)機能

区民自治を進めるためには、大規模集会機能は欠かすことができない。これまでの世田谷区民会館の利用状況を踏まえ、多様な区民活動に対応できるとともに、大規模災害が発生した際には物資の集積場所等としても対応可能な多目的ホールを整備する。

現在不足しているバックヤード機能やトイレ、バリアフリー機能の充実を図り、全体で、現在と同程度の規模の約 3,100 m<sup>2</sup>程度(共用部含む)とする。(客席数は全体規模に応じた席数とする。)

現在の利用状況は別紙 3 のとおり。

( 4 ) 駐車場・駐輪場等

駐車場

来庁者用 80 台、公用車用 170 台程度の駐車場を整備する。(現状、来庁者用 53 台、公用車用 174 台)

想定面積(地下): 250 台 × 4.2 m<sup>2</sup> = 1,050 m<sup>2</sup>

駐輪場

来庁者用 300 台、職員用 650 台、公用 50 台程度の自転車駐輪場を整備する。(現状、来庁者用約 230 台、職員用は通勤使用者約 650 名、公用の貸出用 50 台)

想定面積(地上屋外): 300 台 × 1.2 m<sup>2</sup> = 360 m<sup>2</sup>

想定面積（地下）： $700 \text{台} \times 2 \text{m}^2 = 1,400 \text{m}^2$

地上屋外の駐輪場  $360 \text{m}^2$  については、延床面積には算入しない。

バイク（原付含む）駐車場

来庁者用、職員用、公用で合計  $150$  程度のバイク駐車場を整備する。（現状、来庁者用の専用スペースは設定されていない、職員用は通勤使用者約  $100$  名、公用の貸出用  $11$  台）

想定面積（地下）： $150 \text{台} \times 4 \text{m}^2 = 600 \text{m}^2$

#### （５）他区との比較

非常勤職員を含めた職員一人あたり面積を他区の事例と比較すると別紙４のとおりとなる。

他区と条件を同一にするため、区民会館（ホール）機能を除く約  $53,000 \text{m}^2$  をもとに、職員一人あたり約  $18.7 \text{m}^2$  として比較。

#### （６）世田谷総合支所について

現在、本庁舎内にある世田谷総合支所については、総合支所の機能拡充の方向性や、地域住民との距離を勘案し、交通至便のところに整備することを視野に入れ、民間と連携しながら、三軒茶屋を候補地として移転を検討しているが、現時点では本庁舎の面積に含め、移転が決定次第、本庁舎面積（駐車場等含む）から減ずることとする。（基本構想策定までには決定する。）

世田谷総合支所の面積は、（１）の行政機能と同様の考え方で算出すると約  $5,300 \text{m}^2$  となるが、移転後に本庁舎に残る機能について検討し、本庁舎から減ずる面積を想定することとする。